

再開発方針等の見直し素案の閲覧結果について

兵庫県では、都市再開発方針等として、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」を定めています。これらは、都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マス」という。）の内容の一部を具体化するもので、区域マスの改定に合わせて5年毎に定期見直しを行っています。

令和7年度の区域マスの改定に合わせて行われる都市再開発方針等の定期見直しのため、『都市再開発方針等見直しの手引』Ⅲ見直し作業 Ⅰ都市再開発の方針（5）市町素案閲覧に基づき、播磨町の都市再開発方針等の素案を下記のとおり閲覧に供しました。

なお、播磨町は都市再開発方針等のうち「都市再開発の方針」に土山駅北地区が定められています。（「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」に定めはありません。）「都市再開発の方針」の内容については、令和6年2月19日に開催された令和5年度播磨町都市計画審議会の報告事項「区域区分の変更に係る町の方針」の中でご確認いただきました内容と同様です。

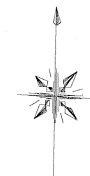
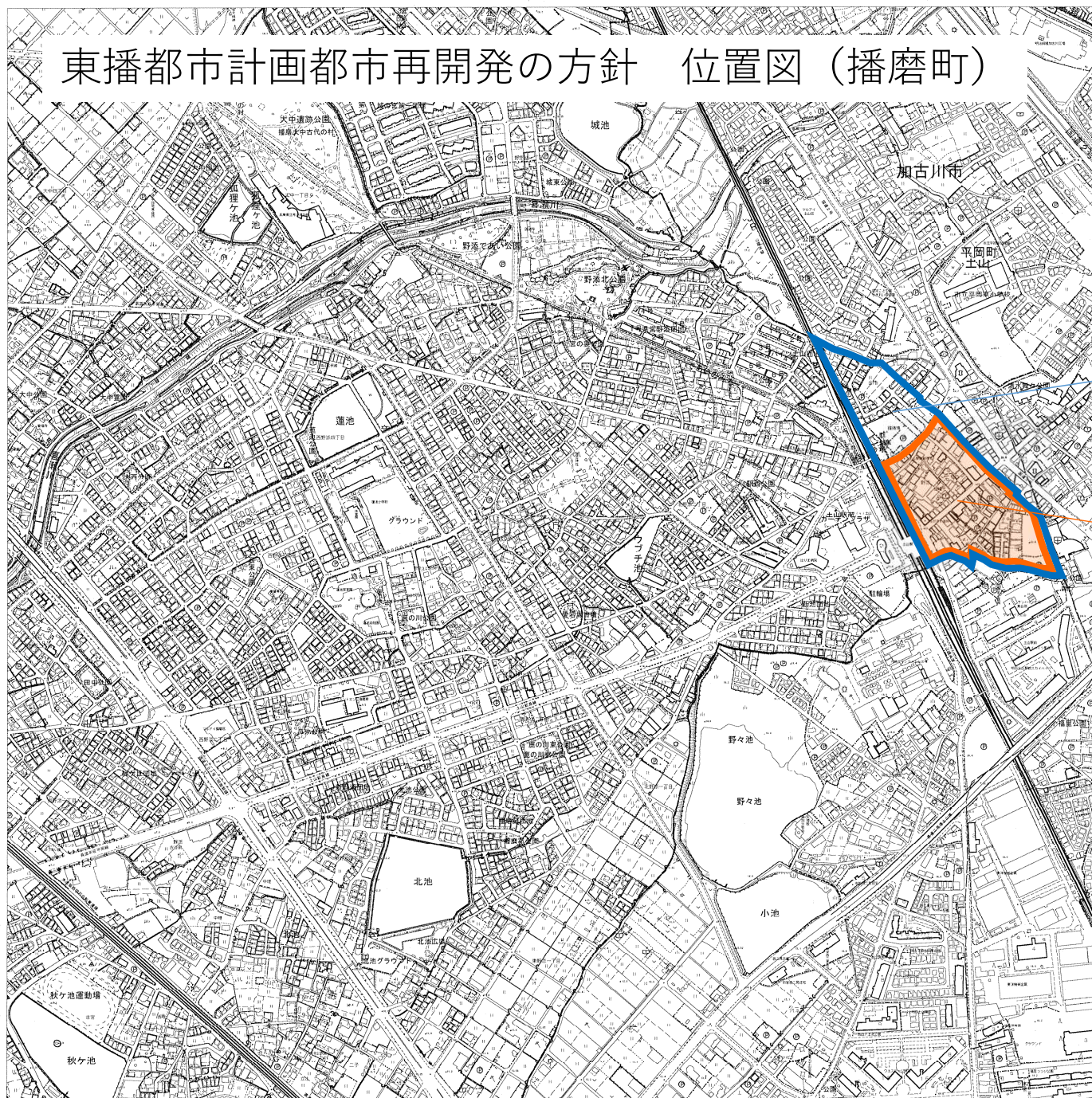
記

1. 期 間 令和7年1月7日（火）～27日（月）
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
2. 閲覧場所 播磨町役場第一庁舎2階 都市計画課窓口
ホームページ
3. 閲覧資料 東播都市計画都市再開発の方針の変更（播磨町素案）
都市再開発の方針に定める事項（参考図書）
4. 意見提出 【提出期間】 令和7年1月7日（火）～27日（月）
※郵送の場合は当日消印有効
【必要事項】 別添様式のとおり
※必要事項を満たせば様式仕様の有無は問わない
【提出方法】 郵送、持参、電子メール
5. 結 果 意見提出あり（計 1 件）

都市再開発の方針 別表 1



計画的な再開発が必要な市街地(法第2条の3第1項第1号)							
市町名	番号	名称 (面積)	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備課題の集中が見られる地域 (課題地域)	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (法第2条の3第2項)	
						番号	地区名 (面積)
播磨町	D-1	土山駅北 (約 6.0ha)	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町の都市拠点としてふさわしい都市基盤施設の整備 地域の玄関口にふさわしいまちづくり 住民と連携・協働しながらのまち再生 	<ul style="list-style-type: none"> 「にぎわい拠点」と位置付け、駅周辺のポテンシャルを生かした都市基盤施設の整備、土地の有効・高度利用を促進する 広域地域の生活文化の核となり、広域を意識した玄関口にふさわしいまちづくりを目指す 	土山駅前		

東播都市計画都市再開発の方針 位置図（播磨町）



D-1 土山駅北

土山駅前

凡例	
計画的な再開発が必要な市街地	
特に整備課題の集中がみられる地域 (課題地域)	
特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (再開発促進地区)	